

練馬区告示第560号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2および練馬区特別区税条例（昭和39年12月練馬区条例第42号）第6条の規定により、下記の者について、特別区民税・都民税過誤納金還付（充当）通知書が送達不能のため公示送達する。

なお、公示送達を受けた者から当該還付（充当）通知書の請求があったときは、直ちに交付する。

令和8年10月23日

練馬区長 吉 田 健 一

記

納税義務者氏名	篠原 壽美枝
	張 家桐